

寒川町認可地縁団体印鑑条例をここに公布する。

令和7年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第6号

寒川町認可地縁団体印鑑条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等の印鑑の登録及び登録証明について必要な事項を定めるものとする。

(印鑑登録を受けることができる者の資格)

第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。

- (1) 仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24又は法第260条の25に規定する清算人

(印鑑登録の制限)

第3条 登録を受けることができる印鑑は、1認可地縁団体につき1個とする。

2 町長は、印鑑の登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をすることができない。

- (1) 認可地縁団体の名称又は代表者等（認可地縁団体の代表者又は前条各号に掲げる者をいう。以下同じ。）の氏名、氏若しくは名若しくは氏名の一部のいずれも表されていないもの
- (2) ゴム印その他の印鑑が変形しやすいもの
- (3) 印影の大きさが、1辺の長さ8ミリメートルの正方形の枠に収まるもの又は1

辺の長さ30ミリメートルの正方形の枠に収まらないもの

- (4) 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの
- (5) 縁のないもの又は縁がおおむね4分の1以上破損しているもの
- (6) その他町長が適当でないと認めるもの

(印鑑登録の申請)

第4条 代表者等で、印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、町長に申請しなければならない。

(登録申請の確認)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請を行った者が代表者等であることその他登録申請が適正であることを確認しなければならない。

(印鑑の登録)

第6条 町長は、前条の規定による確認をしたときは、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）に、印影及び次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 代表者等の資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) その他町長が必要と認める事項

(印鑑登録原票の再製)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を受けている代表者等にその旨を通知し、登録を受けている印鑑（以下「登録印鑑」という。）の提示を求めて印鑑登録原票の再製をすることができる。

- (1) 印鑑登録原票の印影が不鮮明になったとき。
- (2) その他町長が再製する必要があると認めるとき。

（登録事項の修正）

第8条 町長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、印鑑登録原票の登録事項について、変更を生じたことを知ったときは、印鑑の登録の抹消に係るものを除き、職権によりこれを修正するものとする。

（印鑑登録の廃止届）

第9条 印鑑の登録を受けている代表者等は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録印鑑を自ら持参し、町長に届け出なければならない。

2 印鑑の登録を受けている代表者等は、登録印鑑を亡失したときは、自ら町長に届け出なければならない。

3 第5条の規定は、前2項の届出について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による申請があったときは、当該申請」とあるのは「前項の規定による届出があったときは、当該届出」と、「その他登録申請」とあるのは「その他届出」と読み替えるものとする。

（印鑑登録の抹消）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を抹消する。この場合（第1号に該当するときを除く。）において、町長は、その旨を当該印鑑の登録を受けている代表者等に通知するものとする。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定による印鑑の登録の廃止の届出があったとき。
- (2) 印鑑の登録を受けている代表者等の資格に変更が生じたとき。
- (3) 認可地縁団体が解散したとき。

(4) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、登録してある印鑑が第3条第2項第1号に該当することとなったとき。

(5) その他町長が抹消すべき理由が生じたと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録原票を消除するものとする。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第11条 印鑑の登録を受けている代表者等は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録印鑑を自ら持参し、町長に申請しなければならない。

2 前項の印鑑登録証明書とは、印鑑登録原票（第6条第1号、第2号、第5号、第9号及び第10号に規定する事項を除く。）の写しであることを証する書面をいう。

(印鑑登録証明書の交付)

第12条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当しないときは、当該申請者に対し、印鑑登録証明書を交付するものとする。

(1) 前条第1項に規定する申請を行った者が本人であることその他当該申請が適正であることを確認できないとき。

(2) 第10条第1項の規定により抹消されるべき印鑑の登録の証明を求められたとき。

(3) 第7条の規定により登録印鑑の提示を求めたにもかかわらず、登録印鑑の提示をしないとき。

(4) その他町長が不適當であると認めたとき。

(代理人による申請等)

第13条 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号トの代理人（以下「代理人」という。）を置いている認可地縁団体にあつては、第4条の申請、第9条第1項若しくは第2項の届出又は第11条第1項の申請を代理人により行うことができるものとする。

2 代理人による申請又は届出をする場合においては、代理人は、代表者等の委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。

3 第4条、第9条第1項及び第2項並びに第11条第1項の規定は、代理人による申請又は届出について準用する。この場合において、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第9条第1項及び第2項並びに第11条第1項中「印鑑の登録を受けている代表者等」とあるのは「印鑑の登録を受けている代表者等の代理人」と読み替えるものとする。

(閲覧の禁止)

第14条 町長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(調査)

第15条 町長は、印鑑の登録及び証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができるものとする。

(寒川町行政手続条例の適用除外)

第16条 この条例の規定による処分については、寒川町行政手続条例（平成9年寒川町条例第12号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。